**公益財団法人人材育成ゆふいん財団　賛助会　since 1991**

**「ゆふいんサポーターズクラブ」のご案内**

「0歳から100歳まで・・・子どもたちの未来をはぐくむ、やすらぎのまちづくり」人材育成ゆふいん財団は設立以来、この基本理念にもとづき人づくりとなる人材育成事業、まちづくりの活力となる支援事業を行い、その理念は今も引き継がれています。

**＜ゆふいんサポーターズクラブとは．．．＞**

○サポーターズクラブはゆふいん財団が行う事業への理解を深めていく会です。

○事業活動への参加、関心を働きかけ、促していくことを目的としています。

○事業で生まれる成果を再び皆様の社会や地域づくりに循環させていきます。

**＜年会費＞**

【お問い合わせ先】

公益財団法人　人材育成ゆふいん財団

〒８７９－５１０２

　　大分県由布市湯布院町川上１６４７

TEL.0977-85-4748 FAX.0977-85-4759

Mail info@yufuin-zaidan.jp

URL http://www.yufuin-zaidan.or.jp

**個人会費　　１口　　　１，０００円**

**団体会費　　１口　　１０，０００円**

※一口以上、何口でも結構です。個人会員と団体会員の重複も可。

**＜お申込み方法＞**

１．下記の必要事項にご記入の上、会費を添えて人材育成ゆふいん財団事務局、または財団役員までお申込み下さい。

**【お振込先】**

大分銀行湯布院支店　　　　　 普通　５０４５３８７

大分みらい信用金庫湯布院支店 普通　０１４３９０６

大分県信用組合湯布院支店　　 普通　０１８３５２０

口座名義　**公益財団法人人材育成ゆふいん財団**

**理事長　溝口薫平**

２．振り込みの方は、【お振込先】をご確認ください。振込みは会員様ご本人の氏名、団体名で振込みいただきますようお願い致します。

３．会費は寄付金となります。振込、納入後に受領書を郵送します。住所変更等がある場合は必ずご連絡下さい。

＜キリトリセン＞

**公益財団法人人材育成ゆふいん財団　賛助会「ゆふいんサポーターズクラブ」入会申込書**

※必要事項をご記入の上、人材育成ゆふいん財団事務局、または最寄りの財団役員へお渡し下さい。

平成　　年　　月　　日

公益財団法人人材育成ゆふいん財団

理事長　溝口　薫平　殿

私は、人材育成ゆふいん財団ならびに賛助会員制度に関する規定の主旨に賛同し、賛助会「ゆふいんサポーターズクラブ（木綿の会）」への入会を希望いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| **１．個人会員　　口数　　　　　　　口** | **２．団体会員　口数　　　　　　　　口** |
| **団体名** | **TEL　　　　－　　　　－** | **FAX　　　　－　　　　－** |
| **氏名** | **TEL　　　　－　　　　－** | **FAX　　　　－　　　　－** |
| **住所　〒** |
| **メールアドレス** |

**賛助会員制度に関する規定**

**（人材育成ゆふいん財団賛助会「木綿の会」）**

**第１章　総　則**

（目　的）

第1条　賛助会制度は、公益財団法人人材育成ゆふいん財団（以下、本財団と呼ぶ）がおこなう事業への理解を深めていくと共に、事業活動へのより一層の参加、関心、また物心両面での支援を働きかけ、促していくことを目的としたものです。

（根　拠）

第２条　本規定は、本財団の定款に定める目的の達成のために必要な事業に関わるものとして、本財団の定款第3条、第4条、第5条、第40条に基づき定めるものとします。

**第２章　会の設置と会員**

（会の設置と名称）

第３条　前章の目的を遂行するために会を設置し、「木綿の会（ゆうのかい）」と呼称します。（以下、本会と呼ぶ）

（会の活動）

第４条　本会は、本財団の本来の事業活動を支援するために次のような活動をおこないます。

（１）本財団の事業活動の宣伝・広報活動

（２）本財団の事業活動へのスタッフとしての協力・支援

（３）事業活動に関わる情報収集並びに提供

（４）本財団の事業に関わる学習会、研修会の開催

（５）その他、本財団の事業活動を支援するに必要な活動

（会の意志）

第５条　本会の運営に当たっての意志決定は、会員の意見、提案等を尊重しながら、すべてを理事会においておこなうものとします。

（会の構成と会員の種類）

第６条　本会は、理事、評議員、会員によって構成され、会員は一般会員と団体会員とに区分するものとします。

（会員の資格）

第７条　一般会員は、本財団の主旨に賛同する湯布院町内に居住する個人、或いは湯布院町と深く関わりのある町外に居住する個人とします。

２　団体会員は、本財団の主旨に賛同する湯布院町内外の各種団体、グループ、事業所等とします。

（会員の権利）

第８条　会員は、本財団の事業活動に係る情報、資料等を授受する権利を有し本財団の事業運営等について提言をおこなうことができます。ただし、本財団の事業内容等を決する会議等においての議決権は持たないものとします。

２　会員は、本財団の事業活動に係る催事、行事等への優先的な参加が認められるものとします。

（会員の義務）

第９条　会員は、次の義務を有します。

（１）別に定める会費を遅滞なく納入する義務。

（２）会員は、本財団の事業活動に係る催事、行事等への優先的な参加が認められるものとします。

（入会の申し込みと会員資格の取得）

第10条　本会への入会に当たっては、別に定める所定の様式の申込用紙に必要事項を記入し、本財団事務局へ届けるものとします。

２　事務局は申し込みが発生した都度、理事長の了解を得た後、会員名簿への登録をおこない会員証の発行、発送をおこなうものとします。

（会員資格の喪失）

第11条　次のような場合は、理事会の承認のもと、会員の資格を喪失するものとします。

（１）本人からの申し出があった時

（２）本財団の名誉を著しく汚し、本財団に損害を与えた時

（３）会員の資格を利用し、営利を目的とした活動や宗教的或いは政治的な活動を行った時

（４）会費の納入が請求にも拘わらず著しく遅滞し、未納となった時

（５）理事会が本会の会員として適当でないと判断した時

（会の代表）

第12条　本会の代表は理事長がこれを努めます。

（会の世話人）

第13条　本会の運営を円滑に進めるために世話人を若干名おくものとします。世話人は理事長が選任し、その会計は会計年度とします。

２　世話人は、会員の意見、提案等をとりまとめ、理事会へ提言します。

（会の事務局）

第14条　本会の事務・会計については、その一切を本財団事務局が担当し、これを処理します。

（会議）

第15条　会の代表である理事長は、必要に応じ世話人会、懇話会などの会議を召集、開催できるものとします。

**第３章　会　計**

（会の会計）

第16条　本会の会計は、本財団の定款に基づき管理、運用されます。

（特別会計）

第17条　本会の会計は、本財団会計に特別会計をもって運用するものとします。

（監　査）

第18条　本会の会計監査は、本財団の会計監査をもってこれにあて、必要に応じ、会員へ監査報告をおこなうものとします。

（会費の性格）

第19条　本会の会費は、本財団の事業目的に鑑み、会費を納入することによって会員である特定の個人、団体等に経済的にも、また他の形においても何らかの利益を生じるものではありません。公益のための事業をおこなう本財団の主旨に賛同し、経済的にも支援、助成をしようという一面では有志の継続的な寄附という性格を有するものといえます。

（会費）

第20条　本会の会費は口数制とし、複数口数でも受付け、申込時に会員が各自申告し、決定するものとします。

２　１口あたりの会費は次の通りとします。

（１）一般会員／１口　年会費として　　1,000円

（２）団体会員／１口　年会費として 　10,000円

（会費の納入）

第21条　会費の納入は、原則として一括納付とします。

（会費の返却）

第22条　退会時などにおける、既納の会費の返却は原則としておこなわないものとします。

第４章　補則

（改　廃）

第23条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て理事長が行う。

附 則

１ この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

２ この規程は、平成21 年11月16日から施行する。（平成21 年11月16日理事会議決）

**＜税制優遇の付加について＞**

○人材育成ゆふいん財団は「公益財団法人」としての認定を受けています。税法上では特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税、法人税の控除が受けられます。地方税については都道府県や市区町村が指定した場合に限り、控除を受けられます。

○会員の皆様方にも、寄附金である会費に対して税制優遇を付加することが可能となります。

**【個人が支出する寄附の場合】**

　１年間の特定公益増進法人等への寄附額の合計から、2,000円引いた金額が、総所得金額から控除ができます。（ただし、その年の総所得の40％相当額が限度となります。）

**【法人が支出する寄附の場合】**

＋

（B）ゆふいん財団など

特定公益増進法人に対する

寄附金に係る損金算入限度額

（A）一般の寄附金に係る損金算入限度額

通常の一般寄附金の損金算入限度額と同額以上が別枠として、損金算入が認められます。

（資本金等の額0.25％＋所得金額の５.０％）　×１／２を限度として損金算入

**【その他の寄附の場合】**

個人が相続財産を寄附した場合の相続税が非課税となります。相続や遺贈に関わる相続税については、別途所定の書類が必要となります。